令和二年九月二十五日（号外第二百号）総務省告示第二百七十六号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）

（原稿誤り）

五二七	一	一〇	1,144,212,915	655,362,712

令和二年十月十三日外務省告示第四百二十二号（ナミビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とナミビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

二三	終りから二	ブイ	ムブイパハ

令和三年一月十三日外務省告示第十六号（国立公衆衛生研究所建設計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

二	三	終りから二	統合大臣	統合省次官

令和三年六月二十一日外務省告示第二百十一号（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅲの改正に関する件）

（原稿誤り）

二	上	終りから一六	脊椎	脊索
三	〃	九		

令和四年一月四日外務省告示第三号（コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

四	四	終りから四	アン・クレア	アンヌ＝クレール

令和四年十一月二十二日官庁報告欄労働の部（最低工賃の改正決定に関する公示）

（原稿誤り）

七	上	三	電気機械器具製造業	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業
〃	〃	七	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	電気機械器具製造業
〃	〃	八～九		

表中	品目欄	一	カプラー差し	ワイヤーハーネス

正誤

ページ	段	行	誤	正

令和四年十二月二十一日（号外第二百七十三号）公布総務省令第八十号（地方税法施行規則等の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

一〇	上	改正後欄一～五	中「以下14」を「以下15」に改め、「その旨」の次に「（国外に居住する非居住者であり、9(イ)から(ロ)までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合に含まれる旨を含む。）」を加え、同表記載要領	中「以下14」を「以下15」に改め、「その旨」の次に「（国外に居住する非居住者であり、9(イ)から(ロ)までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合に含まれる旨を含む。）」を加え、同表記載要領

令和四年十二月十三日公布外務省令第十二号（在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一	下	改正前欄三	アビア	アビア
〃	〃	改正後欄四		